## 第1回 枚方市国民保護協議会(議事録全編)

と き 平成18年6月1日(木)

午後2時~3時

ところ 市役所別館4階 第3、4委員会

出席委員38名(欠席2名) 傍聴者11名

### 1 開 会

開会に先立ちまして、ご報告申し上げます。後ほど、議事の部においてあらためてお諮りしますが、枚方市の審議会等の設置及び運営の指針では、会議は原則公開となっています。本日は 11 名の方が傍聴者として、入っておられます。さらに、枚方市では、エコオフィスに関する取り組み指針及び枚方市役所地球温暖化防止実行計画に基づき、「夏のエコライフキャンペーン」としまして、本日より 9 月末まで事務室内の冷房温度を 28℃とします。この取り組みを徹底するため、期間中、市長始め職員はノーネクタイ・ノー上着で勤務しますのでご了承願います。

委員の皆様方につきましては、本来、この取り組みを事前に案内すべきであり、大変申し訳なく思っております。冷房設定温度を28℃としており、大変お暑くなっておりますので、ノーネクタイ・ノー上着でも結構です。 よろしくお願いいたします。

# 2 会長挨拶

- 同会 それでは、ただ今から「第1回枚方市国民保護協議会」を開催させていただきます。開催にあたりまして、 枚方市国民保護協議会会長でもあります、枚方市 中司市長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。
- 会長 皆様こんにちは。第1回の枚方市の国民保護協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。皆さまには、本市の国民保護協議会の委員をお引き受けいただき、また本日は大変お忙しい中、第1回の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。皆さまには、日頃から本市の防災や危機管理の推進のみならず、市政の各般にわたりまして、何かと格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、2001年にアメリカで発生しました同時多発テロをはじめ、世界各地で国際テロ組織の関与が疑われる事件が発生し、多くの犠牲者が出ています。一方で、日本国内でも外国からの特殊工作員による事件や、弾道ミサイルが日本上空を越えて着弾するといった出来事も発生しており、平和を脅かすテロ行為や武力攻撃など、そういった事への懸念から、これらの新たな脅威への対処策が、今日的な課題となっていると考えています。このような情況の中で、一昨年の9月に武力攻撃や、大規模テロなど不測の事態に備えるために国民保護法が施行されました。その中で市町村は住民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限度にくい止めるために避難あるいは救援、武力攻撃災害への対処など重要な役割を担うこととなっております。

市民生活の安全確保につきましては、最も重要かつ優先して取り組まなければならない課題であります。武力 攻撃や、テロといった事態はあってはならないものであるわけですが、万が一の事態を想定して、あらかじめし っかりとした計画を作成し、備えを進めておくことが大切だと考えております。昨年3月に作成した国民の保護 に関する基本指針に基づき、各自治体で国民保護計画を作成することが定められ、各市町村で今年度に国民保護 計画を策定することになっております。本市におきましても、本協議会で皆さま方のお力添えをいただきながら、 本市の実情に沿った、実効性のある計画を策定したいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆さまにはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見をお伺い 申し上げますとともに、皆様の今後のご活躍、ご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして、開催のご挨拶とさせて いただきます。どうかよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、本来でありましたら、ここで委員の皆さまをご紹介申し上げるところですが、ご覧のとおり 非常に多数でございますので、誠に恐縮ではございますが、お手元の「枚方市国民保護協議会委員名簿」をもちまして、委員のご紹介に代えさせていただきたいと存じます。ご了承の程よろしくお願いします。なお、当協議会会長は、国民保護法第40条第2項の規定により市長が務めることとなっております。併せてご承知おきの程よろしくお願いいたします。

本日の会議は、配布しております次第に基づき、進めさせていただきますが、議題に入ります前に、まず、資料の確認をさせていただきます。

- 資料1 国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)(抜粋)
- 資料2 枚方市国民保護協議会条例
- 資料3 枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について
- 資料4 枚方市情報公開条例(抜粋)
- 資料5 枚方市国民保護協議会運営要綱(案)
- 資料6 枚方市の国民の保護に関する計画について(諮問)
- 資料7 国民保護計画策定スケジュール
- 資料8 枚方市国民保護計画(試案)
- 資料9 枚方市国民保護計画(試案)のポイント

回 会 続きまして、委員の皆様方の出席状況を報告します。協議会は枚方市国民保護協議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づきまして会議の成立には過半数の委員の皆様のご出席が必要となります。委員総数 40 名の内、本日 38 名の委員の方のご出席をいただいておりますので、本協議会会議が有効に成立していますことを報告いたします。

それでは、早速、議題に移らせていただきたいと存じますが、枚方市国民保護協議会条例第4条第1項の規定には、国民保護協議会の会長が議長となると定められており、本協議会の会長であります中司市長に議長をしていただきたいと思います。それでは市長よろしくお願い申し上げます。

#### 3 議 題

### (1) 枚方市国民保護協議会の設置・運営について

#### ①会長の職務代理の指名

- 会 長 それでは、枚方市国民保護協議会条例に基づきまして私が会の進行を務めさせていただきます。 ただ今から議事に移らせていただきます。協議会次第にあります「議題(1)枚方市国民保護協議会の設置・ 運営について」でありますが、「①会長の職務代理の指名について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 当協議会会長の職務代理者の指名についてでございますが、職務代理者は、枚方市国民保護協議会条例 第3条に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と定められています。この規定に基づきまして会長から職務代理者の指名をよろしくお願いいたします。
- 会 長 それでは、会長の職務代理者といたしまして、枚方市副市長の木下委員にお願いしたいと思いますのでよ ろしくお願いします。

### ②会議の公開

- 会長 続きまして、開会の冒頭、司会からも説明がありましたが、本市の審議会等の設置及び運営の指針では、会議は原則公開となっており、改めまして、議題として本協議会における②会議の公開について事務局から説明をお願いします。
- 事 務局 会議の公開について、説明をさせていただきます。枚方市では、市民参加による市政の推進と審議会等のより公正な運営を図るという観点から会議の公開に努めているところでございます。この考え方をまとめましたものがお手元にお配りしている資料3の「会議の公開に関する指針」でございます。この指針に基づきますと、公開対象とする会議は、1、対象機関のところで、法令などの定めるところにより、その事務について審議等を行うために設置された機関となっていますので、本協議会もこの指針で対象とする会議に該当するところでございます。2会議の公開の基準で記載されておりますように、原則公開とし、(1)及び(2)で、資料4の枚方市情報公開条例で規定されております、公開しないことができる情報を審議する場合や、公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害される場合には、会長が会議に諮って、公開しないことができるとなっております。従いまして、事務局といたしましては、原則公開といたしまして、公開することにより、個人の身体、財産の保護に支障を来たすと認められる情報等、枚方市情報公開条例で公開しないとすることができる情報等について審議する必要がある場合は、その都度、会長が本協議会に諮り、協議会において非公開の決定をしていただくということを考えております。さらに会議の議事録につきましても公開の対象となります。議事録の確認方法につきましては、事務局で取りまとめた議事録案について、委員の皆様にお示しし確認いただき確定してまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。以上です。
- 会 長 会議の公開、非公開及び議事録の公開について、ただ今の事務局の説明にご意見はございませんでしょうか。

----- 異議なし -----

会 長 ありがとうございます。

#### ③枚方市国民保護協議会運営要綱の制定

会 長 それでは次に③枚方市国民保護協議会運営要綱の制定について事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、本協議会の設置・運営の根拠規定につきまして、ご説明させていただきます。お手元にお配りさせていただいております資料1の国民保護法の抜粋、資料2の枚方市国民保護協議会条例にそれぞれ定まっているところでございます。

まず、設置目的の所掌事務について、説明させていただきます。設置目的は、資料1の国民保護法第39条第1項に記載されておりまして、国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、それに関する施策を総合的に推進するため、置くこととされております。また、所掌事務につきましては、同条第2項の市長の諮問に応じ、国民保護の措置に関する重要事項を審議いたしますとともに、その重要事項に関し、市長に意見を申し述べることとされております。こうした役割を担っております協議会に対しまして、国民保護計画を策定するにあたりまして、市長は、同条第3項で本協議会へ諮問を行うこととなっております。

協議会の運営に関する事項では、協議会の会長でございますが、同法の第40条第2項で市長とされているところでございます。また、資料2の枚方市国民保護協議会条例第7条に「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」とされています。今回の、資料5協議会運営要綱は、この協議会条例第7条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項について定めたもので、協議会の内規として制定するものです。

次に要綱の内容についてご説明致します。第一条は、要綱の趣旨について定めたもので、要綱の制定根拠及び 制定目的について述べています。

第二条は、協議会の会議の招集について定めたもので、委員に対し、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ 通知すべきことを述べています。

第三条は、協議会の会議への代理出席について定めたもので、協議会委員が会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから、当該委員が指名する者をもって、代理出席させることができるとしています。なお、条文後段において「当該会議の議事について、委員とみなす」とありますのは、当該代理委員は、議決権の行使など、会議の議事に関してのみ正式委員と同一の権能を有することを意味しておりまして、その他の委員としての権能については異なる部分があることを意味しております。この場合の異なる部分と申しますのは、具体的には報酬に関する取扱いのことを指すものです。

第四条は、協議会の副会長について定めたもので、その第一項において、枚方市副市長を以ってその職に充てるとしています。第二項では、会長に事故があるときの、副会長の職務代理について定めています。

第五条は、協議会の会議の公開について定めたもので、必要があるときには、協議会に諮って会議を非公開と することができるとしています。

第六条は、幹事会の構成について定めています。第一項は幹事の任期について、第二項は幹事会の招集について、第三項は幹事会議長の指名について、第四項は幹事会の議事定数について、それぞれ定めています。

第七条は、協議会の会議、幹事会の会議及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない 旨を定めています。

第八条は、協議会会長の公印について定めています。

第九条は、協議会の事務局は、枚方市国民保護主管部署が担当する旨を定めています。

第十条は、この要綱に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める旨を定めています。

以上で、「枚方市国民保護協議会運営要綱の制定」についての説明を終わらせて頂きます。よろしくご承認下さいますようお願いいたします。

会長 それでは、本件につきましてご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

事務局 国民保護法の第33条というのは、指定行政機関の国民の保護に関する計画ということになっています。 ただいまの33条6項は「指定行政機関の長はその国民の保護に関する計画を策定するため、必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等ならびに指定公共機関及び指定地方公共機関ならびにその他関係者に対し、資料または情報の提供、意見の陳述、その他必要な協力を求めることができる」ということになっています。従いまして、この市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について、同様の第33条6項の規定を準用するということになります。

会 長 ただ今の回答でよろしいでしょうか。

事務局 繰り返しますが、第33条6項の規定を準用するという趣旨は、市町村協議会が国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するため、必要な場合は関係者から、資料や情報の提供、意見の陳述、その他の協力を求めることができるという趣旨です。

委員 ありがとうございました。

会 長 他にございませんでしょうか。それではご意見等ございませんようですので、枚方市国民保護協議会運営 要綱につきまして原案通りご承認いただくということでよろしいでしょうか。

------ 異議なし ------

|会 | 長 | ありがとうございます。異議なしということで原案通り決定させていただきます。

### (2) 枚方市の国民の保護に関する計画について(諮問)

会長 続きまして、議題(2)「枚方市の国民の保護に関する計画についての諮問」について事務局から説明をお願いします。

事務局 「枚方市の国民の保護に関する計画の諮問」についてでございますが、資料6をご覧ください。国民保護法第39条第3項には「市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。」と規定されていますので、市長から諮問につきましてよろしくお願いします。

会長 それでは、資料6にありますとおり国民保護法第39条第3項の規定に基づきまして枚方市の国民保護に

関する計画をいかに策定するかについて、枚方市長としまして、本協議会に対して意見を求めるもの です。 委員の皆様方よろしくお願いいたします。

## (3) 国民保護計画策定スケジュールについて

会長 それでは、続きまして、議題(3)国民保護計画策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料了の「枚方市国民保護計画の策定スケジュール」について、説明させていただきます。 初めに、国民保護計画の策定の流れについてでございますが、国において16年度末に「国民保護に関する基本 指針」が策定され、17年度には各都道府県において国民保護計画が策定されました。ご存知のとおり、大阪府 も本年1月に計画を策定され、また、府下市町村と共同で本年3月に、市町村国民保護計画「大阪府版基本モデル」をまとめられました。枚方市といたしましては、今年度中に「枚方市国民保護計画」を策定をしてまいりた いと考えており、本日の協議会に先立ち、平成17年10月に市役所内に国民保護計画策定会議を設置し、本年5月に、市町村国民保護計画「大阪府版基本モデル」をベースにした、市としての「たたき台的な試案」をまと めたところでございます。それでは、資料に基づき具体的な策定スケジュールについて、事務局として考えておりますことをご説明させていただきます。

本日の第1回目の国民保護協議会の開催後、委員の皆様よりご意見を頂戴しながら計画案の検討を重ねてまいりたいと考えております。

8月に第2回の協議会を開催させていただきまして、計画案の取りまとめをしていただき、8月末開催予定の 市議会総務委員協議会において報告を行ってまいりたいと考えております。また、取りまとめた計画案について は、インターネットアンケート等により市民の方からもご意見をいただき、その結果及び計画の答申に向けて委 員の皆様にご意見を頂戴してまいりたいと考えております。

本協議会といたしましての計画に関する答申は11月に開催予定の第3回協議会におきまして、ご審議をいただき、まとめ上げていただければと考えているところでございます。この答申をもとに市といたしまして計画案を作成し、大阪府知事と協議の上、計画を確定させ、3月の市議会で報告をさせていただくという段取りで進めてまいりたいと考えております。 以上、枚方市国民保護計画策定のスケジュールについての説明を終わります。 よろしくお願い申し上げます。

会長 これまでの説明につきましてご質問はございませんでしょうか。

----- 質疑なし -----

会長 特にございませんでしょうか。それでは、今後の国民保護計画策定事務につきましては、スケジュールに 沿った形で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

### (4) 枚方市国民保護計画(試案)について

会長 続きまして、議題(4)枚方市国民保護計画(試案)について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料8の試案について、資料9の(試案)のポイントで、説明をさせていただきます。まずはじめに「枚方市国民保護計画の策定方針」についてですが、国の基本方針及び大阪府の計画に基づき「市町

村国民保護計画大阪府版基本モデル」をベースにしながら、枚方市が実施する国民保護措置についての基本的な 枠組みを規定してまいりたいと考えております。

また、本計画策定後に、別途、「(仮称)実施マニュアル」を定め、「枚方市地域防災計画」や「枚方市危機管理対応指針」などに基づく取組みの蓄積を出来る限り活用しながら、具体的な実施手順を作成してまいりたいと考えております。

次に、計画の実効性を確保する為に、本市の特性に留意しながら、特に大阪府域で想定される事態を踏まえ、 初動体勢の迅速な確立と、避難措置の円滑な実施に重点をおきます。また、国民保護措置の実施にあたっては、 近隣市町村相互の応援体制の整備や、避難や救援などにおいて住民等の自発的な協力を得るなど、地域対応力の 強化を図って参りたいと考えております。

次に、枚方市国民保護計画(試案)の策定経過について説明させていただきます。昨年10月に、大阪府が事務局となり府下8市が共同で大阪府市町村国民保護研究会を設置し、本市も参加させていただき、合計6回の研究会の末、平成18年3月に「市町村国民保護計画大阪府版基本モデル」を策定しました。この基本モデル策定の目的は2つあり、1つは、本年度府下の市町村が円滑に計画策定できるようにという事、2つめには、事態が発生した際に、国・府・市町村が連携の取れた措置が取れるようにということでございます。

また、本市におきましても枚方市国民保護計画策定会議を設置し、これまで、幹事会2回・策定会議3回を開催しながら、本協議会での短期間の計画審議にむけて、「市町村国民保護計画大阪府版基本モデル」をベースに「枚方市国民保護計画(試案)」を作成してまいりました。

次に、試案の要点について、順次説明いたします。試案は4編構成となっておりまして、1編は「総論」、2編は「武力攻撃事態等への対処」、3編が「平素からの備え」で4編は「復旧等」となっています。

まず、1編「総論」での要点について説明します。計画の目的・対象についてですが、市域において武力攻撃 事態及び緊急対処事態いわゆるテロなどから住民等の生命・身体及び財産を保護する為に、国民保護措置を的確 かつ迅速に実施する事を目的に国籍を問わず市域にいる全ての者を対象としております。

次に、対象とする事態についてでございますが、府計画と同様、国の基本指針で想定されている事態は、武力 攻撃事態4類型として「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」で、緊急 対処事態4事態例として「原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破等」「ターミナル駅や列車の爆破等」「炭 そ菌やサリンの大量散布等」「航空機による自爆テロ」となっております。この中でも特に大阪府においては、ゲ リラ・特殊部隊による攻撃や、緊急対処事態の中でも特に大規模テロ等に留意をしております。

次に、第2編の「武力攻撃事態等への対処」における要点について説明します。まず、実施体制の確立についてですが、事案の発生後、国において直ちに事態認定がされ、対象地方公共団体の指定を受けた場合は、市は直ちに国民保護対策本部を設置します。

また、事案の発生後その原因が不明により、国において速やかな事態認定がなされない場合においても、市は、 住民等の生命・身体及び財産を保護する為に、事案に応じて「市災害対策本部」又は「市危機管理緊急対策本部」 を設置する事としております。

警報の伝達につきましては、防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話の一斉メール配信な

どあらゆる伝達手段を確保するとともに、在宅の高齢者・障害者、社会福祉施設入所者、病院入院患者、日本語の理解が十分でない外国人などの災害時要援護者に特に配慮し、あらかじめ対象者や対象施設のリストを作成したり、外国語による基本文例の活用などにより迅速な伝達を行う事としております。

次に、避難誘導についてでございますが、事態想定を念頭にしながら「避難の距離」や「避難までの時間的余裕」を踏まえながら、複数の避難パターンを類型化しておき、避難指示がなされた場合、その中から最も適切なパターンを関係機関の意見を聞いて選び、それに基づいて避難伝達誘導を行う事としております。

次に第3編の「平素からの備え」における要点について説明します。組織・体制の整備につきましては、市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施する為に、あらかじめ各部局において行う業務を分掌化し、そのために必要な準備を平素から行う事としております。最後に、近隣市町村との連携ですが、市域を越えた避難や避難者の受け入れ等、広域的な対処が出来るよう大阪府による近畿府県との連携体制の整備に基づき、隣接府県や近隣市町村間の相互応援体制の整備を図ることとしております。以上、枚方市国民保護計画(試案)のポイントについて説明させていただきました。よろしくお願いします。

会長 それでは、本件につきましてご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

▼ 員 この法律の「国民保護法」というネーミングが、非常に問題をはらんでいます。「国民」という言葉が強調されていて、外国籍住民の中で、特にオールドカマー・ニューカマーといった外国籍住民のなかでも2種類のグループがいます。在日韓国・朝鮮の人たちはやはりこの国民保護法の「国民」に不安を覚えるのではないでしょうか?説明の中で、3つの言葉が飛びかっています。国民・住民・市民そして外国籍住民を含むと説明されていますが、大阪市の会議でも申し上げましたが、これを英語に訳すと非常に矛盾が生じてくるわけです。しかし法律で決まったので仕方がないということですが、枚方市の外国籍住民(居住している方)は4000名~4400名位なので、高いパーセンテージではありません。全体の1%位です。しかし日本は交通手段も非常に便利ですし、外国籍住民が自由にいろんな交通手段を使って枚方市に入るケースもあります。今日枚方市の駅でペルーのパイプ音楽、非常に素敵な音楽が流れていまして、枚方市の温かい雰囲気が感じとられたのですが、そういう方たちも枚方市に入ってくると思うので、その分いろんな外国籍住民が存在するということをご理解お願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。今回の試案のなかでも、大阪府の国民保護計画のなかでも、この計画の対象としては、私どもの市の計画では、市の住民はもちろん、通勤・通学・旅行、全市域に滞在している方すべてが対象となりますし、国籍を問わず保護の対象とすると定めています。さらにそれを分かりやすくするために、表紙をごらんいただくと、今回は試案としていますが、【枚方市国民保護計画】というタイトルがついていますが、副題として「武力攻撃等に係る住民等の保護に関する計画」ということで、住民等の保護に関する計画というかたちにさせていただいています。先ほどお話いただいた件については、これからの計画の中でも、充分配慮しながら進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

会長 よろしいでしょうか。他にご意見等ありませんでしょうか。それではただ今、事務局から提示のあった枚 方市国民保護計画(試案)について、今後、計画答申に向けた協議会での検討する際のたたき台として位置づけ したいと考えますが、いかがでしょうか。

----- 異議なし -----

- 会長 ありがとうございます。それでは、本協議会としてこの試案を計画答申に向けた協議会での検討する際の たたき台と位置づけますので委員の皆様方、よろしくお願いいたします。それでは、これまでの説明に加えまして、国民保護計画の策定にあたりまして、皆様方からご意見をいただければと思っております。ご意見ございませんでしょうか。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。ただいまのご発言の趣旨につきましては今後、市民の声を広く聞く際の 貴重な参考にしていきたいと思います。ありがとうございました。
- 会 長 ほかにご意見ございませんでしょうか。
- | 透 員 武力攻撃を真っ先に受ける警察ですが、日本の中で、武力攻撃を実際受けた人がいるのかということですが、国外では、ペルーの大使館が襲われたり、PKOの警察官部隊が襲撃されて殉職者が出てるんですが、国内で武力攻撃をイメージするとなると、平成 13 年の九州南西海沖の特殊工作船からの銃撃がありますが、あの船が大阪湾にいて、水上警察とああいうことになったら 100%勝ち目はありません。全部 20 t 未満の警察艇なので、全部沈没しています。何が言いたいかというと、私たち警察が持っている装備で、一時的に何とかなるという淡い期待は絶対に捨ててもらいたいです。海上保安庁が、その当時の模様を撮影したビデオがありますが、これを見たら、警察官部隊の指揮官として、とにかく逃げろと言います。この装備を見て、警察官の持ってるちゃちな拳銃では、行けば行くほど警察官の屍の山を重ねるだけというのが、今の実態です。やはり、市民の協力や行政の協力、関係機関の一致団結した協力がないと矢面に立つ警察としては非常に寂しい。どうしても市民・国民の皆さんの後押しがないと、体を張って前に立てないという気がしています。

ニュースでも何度も見られた場面が入ってますが、あの工作船に積んであった装備を持って、この町のなかで何か起こったら、今の警察力では勝ち目がありません。昭和の時代に隣の寝屋川市に2年間日本人になりすましていた特殊工作員が検挙されていますが、法律的には社会保険法違反などを使って何とか強制送還しましたが、別の目的で潜入していて、治安撹乱目的でこの工作船に積んであった装備をもって治安機関に対抗したならば、市民の安全を守るどころか、部隊の安全も守れないという事態を痛感していますので、もし当時の平成13年12月に起こった、当時はテレビでイヤというほど見られたと思いますが、こういう国民保護の策定にあたる皆さんは、今一度武力攻撃とは何かを見ていただいて、市民の安全はもちろんですが、その前線に立つ警察官の安全も考えてもらえたらと思います。また機会があれば、ビデオも見ていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。それではその他として事務局から事務

連絡等ありましたらお願いします。

### (5) その他

事務局 事務連絡を4点させていただきます。まず、協議会議事録の確認方法について説明いたします。議案1の②会議の公開で説明させていただきました、事務局で取りまとめた議事録案の確認方法としまして、次回第2回国民保護協議会の開催通知時に議事録案を送付し、確認していただきたいと考えますのでよろしくお願いします。

続きまして2点目ですが、お手元にお配りしました資料の最後にあります枚方市国民保護計画(試案)への意見等の照会文書について説明します。本日、今後のたたき台として位置づけられました枚方市国民保護計画(試案)についてですが、計画案策定にむけて、この試案に対する修正・加筆などのご意見等を集約させていただきたいと考えています。お忙しいところ誠に恐縮ですが、意見等がございましたら、添付しております様式によりまして、6月15日(木)までに事務局まで送付願います。返信用封筒も添付させていただいております。FAXまたはメールで返信される方につきましては、FAX番号及びメールアドレスを記載しておりますので、よろしくお願いします。メールで返信される方につきましては、様式に沿った形でご意見を記入いただいても結構ですし、様式の送信を希望であれば送信させていただきますので、その旨事務局まで連絡ください。

続きまして3点目ですが、次回第2回の枚方市国民保護協議会を、誠に勝手ではございますが、8月1日の 火曜日午後2時からこの場所で開催したいと存じます。後日正式に開催通知を送付させていただきます。委員の 皆様には大変お忙しいことと存じますが、日程調整の上ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

4点目ですが、本日報酬・費用弁償等をお支払いさせていただいた委員の皆様には、誠に申し訳ないのですが、 会議終了後お渡ししなければならない書類がございますので、事務局から受け取っていただきますようお願いい たします。以上、事務局よりの事務連絡です。

- 会 長 ただ今の事務連絡につきまして、何か質問はありませんか。
- | 事務局にお願いですが、6月15日までに意見を出すんですが、この間に各委員から質問があったときの内容と答えを、委員全員で共有したいと思うので、そういう内容がありましたら委員に伝えていただけないでしょうか。
- 事務局 ただいまのご意見につきましては、6月15日に一定の集計をさせていただきますが、それ以前に意見が出た時点でということでご発言いただいたんでしょうか。
- 事務局 委員の方からの質問が届きましたら、各委員の方に質問等についての内容を共有できるように取り計ら いたいと思います。よろしくお願いします。
- 会 長 他にご意見等ございませんか。

て終わりで、後でインターネットなり文章で報告してくださいということになるのか、あるいはこの会議の中で、 たたき台としての議論が行われるのかどうか、そこを教えていただきたい。

- 事 務 局 各委員からご意見いただいたものにつきましては、先ほどの委員からお話がありました試案の内容についてこの内容はいかがなものかという質問については、皆さんで情報共有させていただくような形で考えますし、最終的にいただいた意見については、次回の協議会までに試案に反映して、次回の協議会で、こういう意見をいただいたので、こういう風に修正・加筆をさせていただきましたという説明をさせていただく予定をしていますのでよろしくお願いします。
- **菱** 員 ここでは特別この中身を特に議論を戦わせることはないわけですね。あらかじめ質問・意見がでたものについても、情報共有ということで集約するということになるんでしょうか。
- 事務局 今回は試案をお示ししていますがこれをたたき台にして意見を出していただき、それを次回協議会の中に案としてお示しさせていただきますが、案でお示しした段階では、あらためて協議会の場において議論をいただきたいと考えています。
- | 返 | 員 (試案)についてある程度確定したものを審議会で答申するんですか。その確定したときにこのスケジュールでいくと、11 月の第3回の協議会で終わって、その後、庁内でそれが整理されて策定されるわけですが、 策定されたものについての説明・報告はこの会議で行われるんですか。
- 事務局 最終確定は、11月の第3回の協議会ですが、ここの場で最終確定の内容説明をさせていただきます。この協議会で答申をいただいた内容について、市としての国民保護計画を知事協議にのせまして、最終的に協議が整いますと、枚方市の国民保護計画というのが確定すると考えていますので、確定した段階においては各委員の皆様方にも、確定した枚方市国民保護計画の内容について、ご案内をさせていただきたいと考えています。
- 会長 よろしいでしょうか。他にございませんか。それでは他にないようですので、これで終わらせていただきます。本日は時間の制約のある中、色々とご議論いただきましてありがとうございました。本日、皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえ、また、今後皆様から出される意見を集約し、趣旨を踏まえまして、次回、8月の協議会において計画案に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

### 4 閉 会